



あつたか  人と心が  結び



第28回安芸市社会福祉大会を開催しました

2月9日に第28回目となる、安芸市社会福祉大会を開催しました。「お互いに支えあう地域共生社会を目指して」を大会テーマに、高知県立精神保健福祉センター山崎正雄所長を講師に招き記念講演を行いました。講演では「共に生きる」と題し、心の健康・発達に課題を抱える児童や子育て世帯の現状、誰もが安心して自分らしく社会で生きていくことの重要性など、人と人が分かちあいながら生きることの大切さを、時にアニメキャラクターや土佐の偉人達を比喻に用いながら、わかりやすく講演して下さりました。当日は72名の方が来場され、熱心に講演を聴き入る皆さんの姿が印象的でした。アンケートには、「数十年ぶりに山崎先生の話を受けました」「共に生きるということが少し理解できた気がしました」「分かりやすく愛に満ちたお話でした」など、たくさんの感想を頂きました。

また、合わせて式典を開催し、長年にわたり福祉分野で献身的な活動に取り組まれた方々を表彰するとともに、互いの功績を讃え合うことができました。

参加していただいた皆さん、ありがとうございました。

令和6年度 事業計画の概要

社会福祉法のなかで、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。」と規定されており、住民やその世帯が抱える課題に対し、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みをいかしつつ、複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、地域共生社会の実現に向けた様々な活動を展開することが求められています。社会福祉協議会は、「住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に、課題を見つけ解決に向けた話し合いや活動が行える「地域づくり」、住民や地域が必要とする「支援」、そして住民と地域組織、行政、専門機関がそれぞれの役割を果たす「連携」により、地域福祉の向上に取り組みます。

当し、不特定多数の人が利用する建物として分類されています。建物の老朽化により移転が決定していますが、席貸業について、令和6年9月末をもって一般貸出を終了し、「事務所」に用途変更をします。

■地域福祉の推進

- 1 第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実践（3年目）
- 2 ボランティア活動の支援・調整
- 3 地区社会福祉協議会活動の推進
- 4 福祉教育活動の推進
- 5 第38回福祉ふれあいバザー
- 6 第29回安芸市社会福祉大会
- 7 福祉総合相談所の開設運営
- 8 第17期安芸シルバー短期大学の開校
- 9 あきっ子広場の開設
- 10 社会福祉法人の公益的な取り組みの推進

第3次安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実践（3年目）

第3次計画（令和4年度～令和8年度）の進行管理を行い、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指します。

地域活動の再開・継続に向けて、地域住民や関係機関と連携しながら支援をしていきます。

福祉総合相談所の開設運営

住民の抱える悩み、心配ごと等に対応するため、相談所を設置し、各種相談機関・行政機関との連携を密にし、その諸問題解決に向けた取り組みを行います。

第17期安芸シルバー短期大学の開校

高齢者が、地域で生きがいをもって心身ともに健康で明るく豊かな生活を送り、学識を高め、社会見聞を広めることを目的とし開校します。また、

人とのつながりや地域とのつながりを深め、元気で楽しく学べる場とします。
※令和6年度より1年1期制とし、講座数を月2講座から1講座に変更します。

「地域共生社会」の実現に向けた包括的支援体制の整備

- 1 重層的支援体制整備事業
- 2 生活困窮者自立相談支援事業（生活相談支援センターあき）

重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業では、市全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することを「ンセフット」、属性を問わない相談支援、「参加支援」、「地域づくり」に向けた支援の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。重層的支援体制整備事業を「市において、すべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業」と位置づけ、そのような体制を支えるためのアウトリーチや多機関協働の機能を強化しています。

■在宅福祉サービスの推進

- 1 在宅福祉事業
 - (1) 地域敬老事業
 - (2) 見守り給食サービス事業（ふれあい給食サービス事業）
 - (3) 地域における認知機能低下予防事業（サロン活動）
 - (4) 生活支援体制整備事業
 - (5) 介護支援ボランティアポイント事業（あき元気応援マイレージ事業（ボランティア活動・介護予防活動）・福祉あき元気応援マイ

■組織経営体制

- 1 法人運営
 - 2 苦情相談窓口の設置
 - 3 情報公開
 - (1) 広報誌の発行（年間2回 7月・1月号）発行年4回→年2回へ変更
 - (2) ホームページ・フェイスブック等の活用
 - 4 安芸市総合社会福祉センターの管理運営
 - (1) 収益事業（貸席業）の実施
 - (2) 組織事務所
 - 5 福祉機器の貸出及び社会福祉団体等活動支援収益事業（貸席業）の実施
- 安芸市総合社会福祉センターは、建築基準法上の特殊建築物（法第2条第2号別表第1公会堂）に該

生活支援体制整備事業

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療・介護のサービス提供のみならず、各関係機関が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に、地域との関係や信頼関係を保ちながら、安心して地域生活が続けられるような仕組みを作っていくため、地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。また、介護予防として機能訓練だけでなく、通いの場（集いの場）でのサロン活動やいきいき百歳体操、あつたかふれあいセンターの活動支援や、生活支援をはじめとした様々な活動の場づくりを行います。

介護支援ボランティアポイント事業

ボランティアポイント制度の普及・啓発により、高齢の方や障害のある方が積極的に地域に貢献することを推進し、ボランティア活動（社会参加）を通じた、ご自身の健康増進、生きがいづくり、自身の主体性の向上、介護予防の促進と地域の活性化に向けて取り組んでいきます。また、「サロン活動」「いきいき百歳体操」などへ参加する方へのポイントの付与により、健康増進、フレイル予防・介護予防の取り組みを一層進めています。

障害者包括支援の推進

1 地域活動支援センター事業

- (1) 東部地区身体障害者運動会
- (2) 地域活動支援センター事業
- (3) 一般相談支援事業
- (4) 計画相談支援事業

2 基幹相談支援センター事業

地域活動支援センター事業

障害者総合支援法に基づき、地域活動支援セン

ターニコスマイルを開設し、障害のある方を対象とした創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供します。基礎的事業として創作的活動・生産活動・地域に合わせた支援（園芸、農作業、料理、手工芸、音楽、習字、折り紙等）及び機能強化事業として、機能訓練や社会適応訓練等の生活支援を行います。ニコスマイルは令和5年5月1日より設置運営しており登録人数97名余り、年間延べ利用人員は2,600名程度となっています。

基幹相談支援センター事業

令和6年度より基幹相談支援センターを新たに設置し、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じた以下の業務を行います。

- ア 総合支援、専門支援業務として総合的な相談支援（3障害対応）の実施、専門的な相談支援の実施をします。
- イ 地域移行・地域定着支援業務として入所施設や精神科病院への働きかけ、地域の体制整備に係るコーディネート業務を行います。
- ウ 権利擁護・虐待防止として成年後見制度利用支援事業及び虐待防止業務を行います。
- エ 地域の相談支援体制強化業務として地域の相談支援事業者への専門的指導、助言、相談支援事業者の人材育成、相談機関との連携強化の取組を行います。

子育て支援の推進

- 1 ファミリー・サポート・センター事業（ファミサポみるきい）
- 2 育児家事支援ヘルパー派遣事業（養育支援訪問事業）
- 3 障害児長期休暇支援事業

職業紹介事業

- 1 安芸福祉人材バンク事業

資金貸付事業

- 1 生活福祉資金貸付事務事業
- 2 新型コロナウイルス感染症特例貸付償還指導業務事務事業

権利擁護事業

- 1 法人後見事業
- 2 日常生活自立支援事業

介護事業所施設経営

- 1 ホームヘルパーステーションあき
- (1) 訪問介護・総合事業（訪問型サービス）
- (2) 障害福祉（居宅介護・行動援護・同行援護）
- (3) 障害者移動支援受託
- 2 デイサービスセンターはまちどり・訪問入浴ステーションあき
- (1) 通所介護・総合事業（通所型サービス）・訪問入浴介護（高齢・障害）
- (2) 短期集中予防型（C型）サービス受託
- (3) 共生型生活介護
- 3 在宅介護支援センターはまかせ
- (1) 居宅介護支援
- 4 児童通所支援センターまなふる
- (1) 放課後等デイサービスセンター事業
- (2) 保育所等訪問支援事業
- (3) 安芸市健康ふれあいセンター「元気館」保健師との連携事業

地域活動支援センター ニコスマイル

指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業では、障害のある方や児童、そのご家族が地域で安心して自分らしく暮らせるよう、総合的な相談支援や福祉サービスの利用に関する計画（ケアプラン）の作成、他機関と連携して就労につなげるための支援等を行います。

地域活動支援センター事業



指定特定相談支援・指定障害児相談支援事業



地域活動支援センター
ニコスマイル



委託障害者相談支援事業



地域活動支援センターニコスマイルでは、障害のある方に日中活動の場を提供し、地域社会との交流を応援しています。専門職（障害者相談支援専門員・介護福祉士・精神保健福祉士・看護師・調理師等）が生活向上の支援や、生活上の困りごと、悩みごと等の相談に応じています。

安芸市より障害者相談支援事業の委託を受け、福祉サービス利用以外に広く障害のある方やそのご家族の方々からの相談に応じています。まずはお気軽にご相談下さい。



開所時間

- 月曜日～金曜日
- 9時～17時

※国民の祝日、年末年始(12/29～1/3)は閉所します



児童通所支援センター

まなふる

児童通所支援センターまなふるでは、「放課後等デイサービス事業」「ファミリー・サポート・センター事業」などを運営しています。子ども達が集い、子育て世帯の方々とのふれあいがもてる拠点となるべく、子ども支援・子育て支援に取り組んでいます。

放課後等デイサービス

放課後等デイサービスでは、冬休みとなる12月にクリスマス会を開催しました★

サンタさんも登場し、プレゼントをもらい大喜びの子どもたちでした♪サンタさんへの質問もたくさんし、盛り上がったクリスマス会となりました。



放課後等デイサービス事業は、発達に課題や、遅れのあるお子さんなどに対して、専門職等が生活能力の向上のために支援などを行うサービスです。

安芸市ファミリー・サポート・センターみるきい

ファミサポみるきいでは、第12回目となるまかせて会員養成講習会を開催しました。

小児の心肺蘇生法や、子どもの発達についてなど2日間にわたり子育て援助のための勉強をしていたいただき、5名の方にまかせて会員へ登録していただきました。今回の講習会を生かしてこれから安芸市の子育て支援へ貢献していただけることを願っています。



ファミリー・サポート・センター事業は、子育て援助を受けたい人（おねがい会員）と、子育て援助ができる人（まかせて会員）が助け合う相互援助活動事業です。

見学、申込み等随時受付しております TEL : 0887-37-9888



令和6年度（第17期）



安芸シルバー短期大学の学生大募集！

安芸シルバー短期大学とは？…高齢者がお互いに仲間づくりの輪を広げ、新しい知識を身につけ、充実した生活を過ごすことを目的とした生涯学習の場です。

健康づくりや時事問題に関する講義、笑いや音楽を取り入れた講義などの他、年1回の日帰り学外研修や小学生との交流会などを用意しています。またスクールバスでの送迎もしております。お友達や近所の方など誘い合って、ぜひご参加ください！

令和6年度は下記のようなテーマで講義を行います。

- 健康
- 福祉
- 食生活
- くらし・住まい
- 音楽
- 防災・安全
- 郷土の歴史・文化

(テーマは変更になる場合があります。ご了承ください)



1. 受講対象者：安芸市内在住のおおむね60歳以上の方
2. 受講期間：5月～3月（8月はお休み）
3. 受講日程：月1回10：30～12：00（全10回）
4. 受講料：年間3,000円（学外研修費は別途）
5. 受講申込：下記事務局までお問い合わせください
6. 事務局：安芸市寿町2-8（安芸市総合社会福祉センター）

安芸市社会福祉協議会 地域支援係 ☎ 35-2915



シニアボランティアポイント制度あき元気応援マイレージ(ボランティア活動) ボランティア募集中

<内 容>



○保育所・学校の清掃・草花の手入れ



○縫物・日曜大工



○お茶出し・配膳



○ゴミ出し



○話し相手・定期的な声かけ



○代 読

お手伝いをいただけるボランティアを募集しています。お力を貸してください。
ボランティアに関する詳しい内容は下記までお問い合わせください。

※ボランティアポイント制度は、登録をしたボランティアの方が市の認定した活動を行うことでポイントが貯められ、申請することで商品券等の交付を受けることができる制度です。

※対象者：安芸市に住民票がある介護保険第1号被保険者（65歳以上の方）のうち、要支援・要介護の介護認定を受けていない方。（介護保険料の滞納がない方）

申込・問合せ先 安芸市社会福祉協議会 地域支援係 TEL35-2915

地区座談会で地域の話聞かせてください！

地域住民が主体となって地域福祉の推進に取り組む「安芸市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、今年度も市内16地区で座談会を実施しています。今後の地域福祉に向けた取り組みを、みなさんと話し合っていきたいと思っております。

つきましては、令和6年度第1回目の座談会を下記のとおり各地区で開催します。是非たくさんの地域の方に参加いただき、それぞれの取り組みや困りごとなど、いろいろな声をお聞かせください。



↑黒鳥地区座談会の様子

☆最近のよくある話題☆
・野良猫が増えて困っています。
・自主防災活動で炊き出し訓練を実施したよ。 など



地区	月日	時間	場所
下山地区	7月4日(木)	13:30~	下山小学校
赤野地区	7月4日(木)	19:00~	赤野公民館
伊尾木地区	7月8日(月)	19:00~	伊尾木公民館
津久茂公民館区	7月11日(木)	18:00~	津久茂公民館
畑山地区	7月17日(水)	15:00~	畑山公民館
川北地区	7月18日(木)	19:00~	川北公民館
黒鳥地区	7月19日(金)	19:00~	黒鳥公民館区
西浜公民館区	7月22日(月)	18:00~	西浜公民館
穴内地区	7月23日(火)	19:00~	穴内公民館
東川地区	7月24日(水)	18:00~	東川公民館
江川地区	7月25日(木)	19:00~	江川公民館
奈比賀地区	7月30日(火)	13:30~	奈比賀公民館
井ノ口地区	8月15日(木)	18:30~	井ノ口公民館
土居地区	8月21日(水)	13:30~	土居公民館
安芸公民館区	日程調整中		安芸公民館
栃ノ木地区			栃ノ木公民館

※日程は変更となる場合があります。

赤十字活動資金へのご協力をお願いします ～5月は赤十字運動月間です～

赤十字は「人間のいのちと健康、尊厳を守る」ことを使命として、災害時の救護活動や被災者への救援物資の配布、命を救う救急法の普及、赤十字ボランティアの育成等の国内外における様々な人道的活動を、皆さまからお寄せいただく活動資金により行っています。

皆さまからお寄せいただいた活動資金は、主に以下の活動に使われています

災害救護活動や
物資の備蓄

国際活動や
海外救援事業

健康安全の
ための知識と技術の普及
(救急法等の講習)

赤十字奉仕団に
よる活動の推進

青少年赤十字
活動の推進

皆さまのご理解・ご協力を、よろしく
お願いいたします。

赤い羽根共同募金



令和6年度赤い羽根共同募金助成要望の受付開始

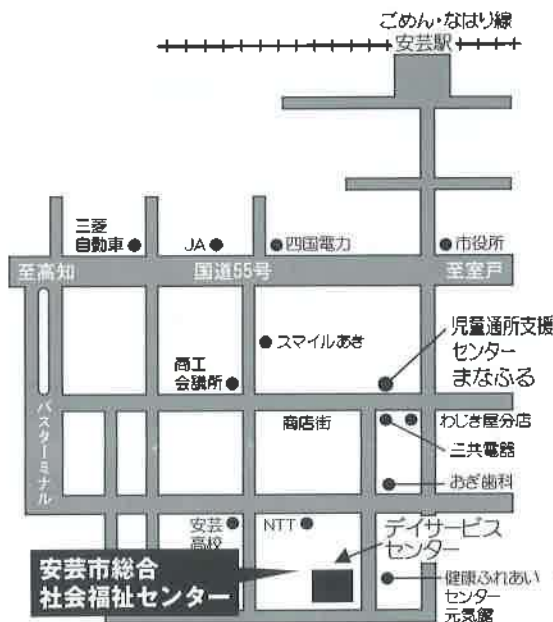
安芸市共同募金委員会は、安芸市で地域福祉の推進を図る活動を行う団体に対して助成を行います。助成に関する詳しい内容や申請書等は下記までお問い合わせください。

- 受付期間 令和6年3月1日～令和6年4月30日
- 対象団体 地域福祉を推進する社会福祉活動及び更生保護事業を目的とする事業を営むもの（国、地方公共団体が設置もしくは経営またはその責任に属するものを除く）
- 対象事業 地域福祉活動及び更生保護事業その他社会福祉を目的とする事業
- 対象経費 助成による事業を実施するうえで必要な経費が対象（団体の維持、管理のための費用、参加者の飲食料、入館料等は除く）
- 助成の決定 審査委員会にて要望内容の審査を行い決定
- 事務局 安芸市寿町2-8 安芸市総合社会福祉センター内
安芸市共同募金委員会（安芸市社会福祉協議会内）
TEL：35-2915

学校募金へのご協力ありがとうございました。心より感謝を申し上げます。

～ご協力いただいた小学校～

赤野小学校児童会、井ノ口小学校児童会、安芸第一小学校児童会、土居小学校児童会、伊尾木小学校児童会、穴内小学校児童会、川北小学校児童会



社会福祉法人
安芸市社会福祉協議会（総合社会福祉センター内）

〒784-0007 安芸市寿町2-8 TEL35-2915 FAX35-8549
URL: <http://www.aki-wel.or.jp>

安芸福祉人材バンク（総合社会福祉センター内）

〒784-0007 安芸市寿町2-8 TEL35-2915 FAX35-8549

在宅介護支援センターはまかせ

〒784-0004 安芸市本町3丁目3-7 TEL32-0100 FAX37-9555

ホームヘルプステーションあき（総合社会福祉センター内）

〒784-0007 安芸市寿町2-8 TEL37-9333 FAX35-8549

デイサービスセンターはまちどり

〒784-0007 安芸市寿町2-3 TEL35-8188 FAX35-8187

地域活動支援センターニコスマイル

〒784-0004 安芸市本町3丁目3-7 TEL34-3540 FAX37-9555

生活相談支援センターあき（総合社会福祉センター内）

〒784-0007 安芸市寿町2-8 TEL35-2915 FAX35-8549

児童通所支援センターまなふる

安芸市ファミリー・サポート・センターみるきい

〒784-0004 安芸市本町3丁目3-7 TEL37-9888 FAX37-9892

令和6年度がスタートしました。本年度は新たに基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の拠点として、より一層地域の皆様の活動を支援していきたいと思っております。本年度も本会の活動にご支援ご協力よろしくお願いたします（渡辺）



その困りごと、誰かに相談できていますか？ ひとりで抱え込まず、ぜひご相談ください

高齢世帯や生活困窮、子育てや障害など、いくつもの悩みを抱えていると、何から解決すればよいか分からなくなってしまいます。さらに、「どこに相談すればよいのか分からない」、「それぞれの相談窓口に行くのは大変」など、“相談”に対する壁も高くなってしまいます。

安芸市社会福祉協議会は、**相談内容の属性を問わず**、各相談機関と連携して、**包括的な相談支援**を行っています。まずは、気軽に下記までご連絡ください。



【問合せ】

TEL : 0887-35-2915 (平日 8:30 ~ 17:30)



専門相談窓口もご利用ください

安芸市社会福祉協議会は、「福祉総合相談所」を開設、運営しております。
日常生活をするうえで困ったこと、悩みごとなどありましたら、是非ご利用下さい。

- 場 所** 安芸市総合社会福祉センター 1 階 相談室 (☎ 35-2915)
※年金相談は、2 階中会議室にて開催
- 相談内容** 児童に関する相談・障害に関する相談・心配ごとに関する相談
人権に関する相談・行政に関する相談・生活福祉に関する相談など

専門相談日程表

人権相談	毎月第 1 木曜日	10:00~ 15:00	人権擁護委員
障害相談	随時	8:30~ 17:30	障害者相談員
年金相談	毎月第 1 木曜日	10:00~ 15:00 088-864-1111	南国年金事務所
行政相談	毎月第 3 水曜日	10:00~ 12:00	行政相談員
司法書士相談	毎月第 1、第 3 土曜日	10:00~ 12:00 088-825-3143	司法書士会
D V 相談	毎月第 2、第 4 金曜日	10:00~ 15:00	カウンセラー
生活相談	月曜~金曜日	8:30~ 17:30	相談支援員 他

要予約

要予約

- ◆秘密は堅くお守りします ◆相談は無料です
- ◆相談日が変更になる場合もあります (祝祭日・年末年始など)



お電話による相談も受け付けています。ひとりで悩まず、どんな事でもご相談ください。